

## 「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部 を改正する条例案」について（議案第73号）

平成28年2月24日  
市 町 村 課

### 1 改正理由

知事の権限に属する事務の市町村への移譲の推進を図るため子育てパッケージに係る権限移譲対象事務に幼保連携型認定こども園を経営する社会福祉法人の設立認可の事務を加える等の必要がある。

### 2 改正内容

- (1) 権限移譲対象事務等に次の事務を加えることとする。
  - ① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条第1項の規定による幼保連携型認定こども園を経営する社会福祉法人の設立の認可等（第6条及び別表第29関係）
  - ② 私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条第1項の規定による幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の設立の認可等（第6条及び別表第31関係）
  - ③ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第18条第1項の規定による火葬場の立入検査等及び同法第19条の規定による墓地等の整備改善命令等（別表第32関係）
  - ④ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の13第2項において準用する同法第11条の規定による一般粉じん発生施設の設置者の氏名の変更等の届出の受理及び同法第18条の13第2項において準用する同法第12条の規定による一般粉じん発生施設の設置者の地位の承継の届出の受理（別表第73関係）
- (2) 権限移譲対象事務から次の事務を除くこととする。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の2第2項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者の兼務の許可（第7条及び別表第41の2関係）
- (3) その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 3 施行期日等

- (1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新

福祉パッケージ） 第四条 福祉パッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。		一～五	略	略
六	第二種社会福祉事業を行う社会福祉法人 保育所又は幼保連携型認定こども園のいずれか又は全てを経営する事業のみを行う者を除く。）の設立の認可	別表第九	略	略
七～十	略	略	略	略

子育てパッケージ）  
第六条 子育てパッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

一～四	略	略	略
五	第二種社会福祉事業を行う社会福祉法人 保育所又は幼保連携型認定こども園のいずれか又は全てを経営する事業のみを行う者に限る。）の設立の認可	別表第二十	略
六・七	略	略	略
八	学校法人 私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園のいずれか又は全ての設置を目的として設立されるものに限る。）の設立の認可	別表第三十	略

衛生パッケージ）

旧

福祉パッケージ） 第四条 福祉パッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。		一～五	略	略
六	第二種社会福祉事業を行う社会福祉法人 保育所 を経営する事業のみを行う者を除く。）の設立の認可	別表第九	略	略
七～十	略	略	略	略

子育てパッケージ）  
第六条 子育てパッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

一～四	略	略	略
五	第二種社会福祉事業を行う社会福祉法人 保育所 を経営する事業のみを行う者に限る。）の設立の認可	別表第二十	略
六・七	略	略	略
八	学校法人 私立の幼稚園 の設置を目的として設立されるものに限る。）の設立の認可	別表第三十	略

衛生パッケージ）

第七条 衛生パッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

一〇	略	略
十一	略	略
十二	略	略
十三	略	略
十四	略	略
十五	略	略

別表第九 第四条関係

権限移譲対象事務	対象市町村
一 社会福祉法 昭和二十六年法律第四十五号。以下この表において「法」という。(第三十一条第一項の規定による社会福祉法人の経営する社会福祉事業が第二種社会福祉事業のみである者。その経営する第二種社会福祉事業が保育所又は幼保連携型認定こども園のいずれか又は全てを営む事業のみである者を除く。)に限る。以下この表において同じ。)の設立の認可	町村
二〇	略
二一	略
二二	略
二三	略
二四	略

別表第二十九 第六条関係

権限移譲対象事務	対象市町村
一 社会福祉法 以下この表において「法」という。(第三十一条第一項の規定による社会福祉法人。その経営する社会福祉事業が保育所又は幼保連携型認定こども園のいずれか又は全てを営む事業のみである者に限る。以下この表において同じ。)の設立の認可	町村
二〇	略
二一	略
二二	略
二三	略
二四	略

第七条 衛生パッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

一〇	略	略
十一	高度管理医療機器等営業所管理者の兼務の許可	別表第四十一の二
十二	略	略
十三	略	略
十四	略	略
十五	略	略
十六	略	略

別表第九 第四条関係

権限移譲対象事務	対象市町村
一 社会福祉法 昭和二十六年法律第四十五号。以下この表において「法」という。(第三十一条第一項の規定による社会福祉法人。その経営する社会福祉事業が第二種社会福祉事業のみである者。その経営する第二種社会福祉事業が保育所を営む事業のみである者を除く。)に限る。以下この表において同じ。)の設立の認可	町村
二〇	略
二一	略
二二	略
二三	略
二四	略

別表第二十九 第六条関係

権限移譲対象事務	対象市町村
一 社会福祉法 以下この表において「法」という。(第三十一条第一項の規定による社会福祉法人。その経営する社会福祉事業が保育所を営む事業のみである者に限る。以下この表において同じ。)の設立の認可	町村
二〇	略
二一	略
二二	略
二三	略
二四	略

別表第三十一 第六条関係

権限移譲対象事務	一 私立学校法 昭和二十四年法律第二百七十七号。以下この表において「法」という。第六六条の規定による学校法人 幼稚園又は幼児連携型認定こども園のいずれか又は全てを設置する学校法人 中核市にあっては、幼稚園のみを設置する学校法人)に限る。以下この表において同じ。)からの報告の徴収 二 二十一 略	対象市町村
----------	--	-------

別表第三十二 第七条関係

権限移譲対象事務	一 墓地、埋葬等に関する法律 昭和二十三年法律第四十八号。以下この表において「法」という。)第十条の規定による墓地等の経営等の許可 二 第十八条第一項の規定による火葬場の立入検査等 三 第十九条の規定による墓地等の整備改善命令等 四・五 略	対象市町村
----------	---	-------

別表第三十一 第六条関係

権限移譲対象事務	一 私立学校法 昭和二十四年法律第二百七十七号。以下この表において「法」という。)第六六条の規定による学校法人 幼稚園のみを設置する学校法人 に限り。以下この表において同じ。)からの報告の徴収 二 二十一 略	対象市町村
----------	--	-------

別表第三十二 第七条関係

権限移譲対象事務	一 墓地、埋葬等に関する法律 昭和二十三年法律第四十八号)第十条の規定による墓地等の経営等の許可 二・三 略	対象市町村
----------	---	-------

別表第四十一の二 第七条関係

権限移譲対象事務	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 昭和三十五年法律第百四十五号)第三十九条の二第二項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者の兼務の許可	対象市町村 保健所を設置する市
----------	--	--------------------

別表第四十九 第八條關係)

権限移譲対象事務	<p>一 農地法 昭和二十七年法律第二百二十九号          ( 第四條第一項から第三項まで、第八項及び第九項          ) の規定          による農地の転用の許可等 同一の事業の目的に供するための二ヘクタールを超える農地の転用に係るものを除く。)</p> <p>二 農地法第五條第一項、第四項、同條第三項において準用する同法第四條第二項及び第三項並びに同法第五條第五項において準用する同法第四條第九項の規定による農地等の転用のための権利の移動の許可等 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について同法第三條第一項本文に掲げる権利を取得する場合の権利の移動に係るものを除く。)</p> <p>三 略</p> <p>四 農地法第五十條の規定による農業委員会等からの報告の徴収 第一号及び第二号に掲げる許可並びに次号に掲げる許可の取消し等に係るものに限る。)</p> <p>五 農地法第五十一條第一項の規定による農地の転用の許可の取消し等 第一号及び第二号に掲げる許可に係るものに限る。)</p>	対象市町村
----------	---	-------

別表第五十 第八條關係)

権限移譲対象事務	<p>一・二 略</p> <p>三 農地法第五十條の規定による農業委員会</p>	対象市町村
----------	--	-------

別表第四十九 第八條關係)

権限移譲対象事務	<p>一 農地法 昭和二十七年法律第二百二十九号          ( 第四條第一項、第三項、同條第六項において準用する場合を含む。 ) 及び第五項の規定による農地の転用の許可等 同一の事業の目的に供するための二ヘクタールを超える農地の転用に係るものを除く。)</p> <p>二 農地法第五條第一項及び第四項並びに同條第三項及び第五項において準用する同法第四條第三項          の規定による農地等の転用のための権利の移動の許可等 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について同法第三條第一項本文に掲げる権利を取得する場合の権利の移動に係るものを除く。)</p> <p>三 略</p> <p>四 農地法第五十條の規定による秋田県農業会議等からの報告の徴収 第一号及び第二号に掲げる許可並びに次号に掲げる許可の取消し等に係るものに限る。)</p> <p>五 農地法第五十一條第一項の規定による農地の転用の許可の取消し等</p>	対象市町村
----------	--	-------

別表第五十 第八條關係)

権限移譲対象事務	<p>一・二 略</p> <p>三 農地法第五十條の規定による秋田県農業会</p>	対象市町村
----------	---	-------

等からの報告の徴収 第一号に掲げる許可に係るものに限る。）

別表第五十一 第八条関係

権限移譲対象事務	対象市町村
一 農業振興地域の整備に関する法律 昭和四十四年法律第五十八号。以下この表において「法」という。）第十五条の二第一項並びに第六項及び第七項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）並びに第八項の規定による農用地区域内における開発行為の許可等 二・三略	市町村

別表第七十三 第十一 条関係

権限移譲対象事務	対象市町村
一〜三略	市町村 中核市を除く。）
四 法第十八条の十三第二項において準用する法第十一条の規定による一般粉じん発生施設の設置者の氏名の変更等の届出の受理	
五 法第十八条の十三第二項において準用する法第十二条の規定による一般粉じん発生施設の設置者の地位の承継の届出の受理	
六略	
七 法第二十七条第二項から第五項までの規定による同条第一項の一般粉じん発生施設に係る国の行政機関の長からの通知の受理等	
八略	

議等からの報告の徴収 第一号に掲げる許可に係るものに限る。）

別表第五十一 第八条関係

権限移譲対象事務	対象市町村
一 農業振興地域の整備に関する法律 昭和四十四年法律第五十八号。以下この表において「法」という。）第十五条の二第一項、第六項 同条第八項 において準用する場合を含む。）及び第七項の規定による農用地区域内における開発行為の許可等 二・三略	市町村

別表第七十三 第十一 条関係

権限移譲対象事務	対象市町村
一〜三略	市町村 中核市を除く。）
四略	
五 法第二十七条第三項から第六項までの規定による同条第二項の一般粉じん発生施設に係る国の行政機関の長からの通知の受理等	
六略	